

令和元年度（平成31年度）「憲法週間行事」実施報告

はじめに

毎年、裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを憲法週間とし、憲法の本質や国民生活における裁判所の役割を国民の方々に理解していただくことを目的として、各種行事を実施しています。

本年は、5月21日に裁判員制度の施行10周年という大きな節目を迎えたことから、宇都宮地方裁判所では、県民の皆様へ裁判員制度に対する理解をより深めていただくため、5月28日（火）に「憲法週間行事」を開催し、裁判員経験者4名をはじめ30名を超える方々に御参加いただきました。



今回のイベントは、2部構成になっており、第1部では、「裁判官の仕事って何だろう？」と題し、現職の裁判官から、裁判官の仕事と裁判の仕組みや裁判員制度についての説明を行いました。



参加者の方々からは、「裁判や裁判官のことが理解できた」、「裁判員になった時の心構えができた」などの声をいただきました。



第1部終了後、裁判員用法廷の見学を行いました。裁判官の法服を着用しての記念撮影や、裁判官や裁判員の席に座っていただく機会を設けました。



第2部では、「裁判員経験者に聞いてみよう!」と題し、裁判員経験者及び法曹三者（裁判官・検察官・弁護士）を交えて意見交換会を行いました。



まず初めに、裁判員制度について説明したDVD（「裁判員候補者名簿に登録された皆様へ」）の視聴を行いました。その後、裁判員経験者の方々から「期日のお知らせが届いたとき」、「実際に裁判員として裁判に参加したとき」の感想や意見を伺いました。



裁判員経験者の方々からは「やってみたいと思っていたので、お知らせが届いたときはうれしかった」、「実際にやってみると、とても良い経験だと思った」、「裁判員裁判に参加してみて、ニュースで流れる事件の見方が変わった」などの感想が述べられました。



裁判員経験者の方々には、参加者からの質問に答えていただき、最後に、これから裁判員となられる方に向けてのアドバイスを伺いました。



イベント終了後には、参加者の方々から、「実際に裁判員を経験した方の生の声を聞くことができ良かった」、「普段は聞けない話を聞くことができ良かった」などの声をいただきました。

さいごに

宇都宮地方裁判所では、今後も皆様に裁判所を身近に感じていただけるような広報行事を引き続き実施していきたいと考えています。

是非御参加ください。